

19 低所得者の福祉

(1) 生活保護

生活保護は憲法第 25 条の理念に基づき、何らかの原因で生活困窮に陥り、自分の力では生活を維持できない方に対して、国の責任において健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度です。

高齢化・核家族化の進展とともに高齢者世帯での少額年金受給者の増加、フリーター、人材派遣等の不安定な就労形態のため社会保障制度を十分に活用できない方の増加、多重債務、離婚など生活困窮に陥る原因も多様化し、令和 4 年 3 月末には 1,378 人となっています。

人口 1,000 人当たりの保護率

(各年度年間平均数)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
本 市	9.3	9.5	9.9	9.9	9.9	10.0	10.7	10.9	11.0
山 形 県	6.4	6.5	6.8	6.9	6.9	7.1	7.3	7.3	7.4

生活保護の現状と推移

(各年度年間平均数)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
被保護世帯数	999	1,040	1,082	1,083	1,064	1,087	1,125	1,144	1,149
被保護人員	1,233	1,259	1,299	1,288	1,271	1,304	1,352	1,359	1,351

世帯類型、就労別被保護世帯の状況

(各年度年間平均数)

年度	高齢者世帯		母子世帯	傷病・障害世帯		その他の世帯		就労者のいる世帯		就労者のいない世帯	
	単身	2人以上		単身	2人以上	単身	2人以上	単身	2人以上	単身	2人以上
27	466	28	27	290	47	176	48	181	58	751	92
28	486	30	24	299	40	157	48	181	52	760	90
29	469	31	30	302	40	149	43	159	44	761	101
30	471	28	32	309	40	165	43	153	49	792	94
元	500	30	30	305	37	174	49	149	53	830	93
2	521	24	27	299	32	186	55	151	50	856	89
3	549	25	23	291	33	175	54	152	45	862	88

保護の開始理由別被保護世帯数（単位：人） 保護の廃止理由別被保護世帯数（単位：人）

年度	29	30	元	2	3
総数	131	168	144	139	155
世帯主・世帯員の傷病	24	14	12	17	12
稼働収入の減少	5	16	3	8	7
援助仕送り等の減	6	10	9	6	3
手持金の減少	70	108	109	96	123
年金収入の減少	2	1	0	1	0
その他	24	19	11	11	10

年度	29	30	元	2	3
総数	129	120	127	121	139
辞退	5	4	4	0	0
年金・手当の増額	6	7	2	5	0
死亡	70	65	80	75	74
稼働収入の増額	14	12	11	9	22
援助仕送り等の増	3	4	2	6	5
その他	31	28	28	26	38

生活保護費扶助別支出状況

（単位：千円）

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
生活扶助費	557,493	566,241	573,492	561,067	554,372
住宅扶助費	233,636	240,561	255,934	260,984	263,182
教育扶助費	6,572	7,229	6,972	7,508	5,806
介護扶助費	93,406	82,449	80,970	75,139	71,519
医療扶助費	981,921	930,655	1,102,927	1,054,678	1,041,987
出産扶助費	0	197	0	492	249
生業扶助費	3,284	4,008	3,341	3,970	3,770
葬祭扶助費	2,393	2,126	4,462	2,914	3,832
小計	1,878,705	1,833,466	2,028,106	1,966,752	1,944,717
施設事務費	28,444	27,197	28,336	27,022	28,226
合計	1,907,149	1,860,663	2,056,442	1,993,774	1,972,943

(2) 救護施設

救護施設とは、生活保護法により、身体上又は精神上著しい障害があるために独立して日常生活を送ることができない要保護者を入所させ、生活扶助を行うことを目的とする施設です。
(令和4年4月1日現在 単位：人)

施設名	経営主体	所在地	電話番号	定員
厚生園	(福)善憐会	千葉県香取市八本 555-27	0478-82-5134	100
紅花ホーム	(福)山形県玉葉会	天童市大字成生 1971-26	0237-47-0241	130
泉荘	(福)山形県社会福祉事業団	長井市大字今泉 1812	0238-88-9211	80
みやま荘	(福)山形県社会福祉事業団	河北町大字吉田字馬場 11	0237-72-3181	90

入所の状況 (各年度4月1日現在 単位：人)

施設名	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
厚生園	2	2	1	1	1
紅花ホーム	9	9	9	7	10
泉荘	0	0	0	0	0
みやま荘	4	3	4	4	4

(3) 生活困窮者自立支援

平成27年4月より生活困窮者自立支援法が施行され、複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、包括的な支援を行っています。

- ・鶴岡地域生活自立支援センター「くらしス」

(相談支援事業)

(単位：件)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
新規相談受付件数	208	249	210	186	387	322
プラン作成件数	42	50	43	40	38	12
就労支援対象者数	32	45	35	31	27	11
一般就労総数	57	46	41	31	49	45
増収者数(総数)	43	12	8	20	16	4

(住居確保給付金事業)

(単位：人・円)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
申請者数	9	5	2	0	96	57
平均支給額	32,300	29,060	39,600	0	36,555	34,000

(就労準備支援事業)

(単位：人・回)

	元年度	2年度	3年度
新規登録者数	21	2	5
うち、ひきこもり等経験者数	6	2	0
したくホーム実施回数	145	172	208
就労体験実施延べ人数	153	542	540
就労数（一般就労等総数）	12	13	7
体験就労受入事業所等数	15	6	5

(子どもの学習支援事業)

(単位：人・回)

	元年度	2年度	3年度
通所型登録人数	57	47	47
訪問型登録人数	5	5	6
通所型平均参加者	8.4	14.9	18.6
実施回数	136	165	144
(通所型・訪問型)	(36・100)	(40・125)	(29・115)

※ひとり親家庭等生活支援事業と共同で行っています。

※山形県退職公務員連盟より協力を頂いております。

※子ども食堂については、鶴岡市母子会の事業において協力しております。